

地方財政審議会第33回地方公務員共済組合分科会 議事要旨

1 日時

令和8年3月13日（金） 16:00～16:30

2 場所

WEB 開催

3 出席者（敬称略）

委員	小西 砂千夫	地方財政審議会委員（分科会長）
	西野 範彦	地方財政審議会委員
	内田 明憲	地方財政審議会委員
特別委員	権丈 善一	慶應義塾大学商学部教授（座長）
	岡崎 浩巳	一般財団法人自治総合センター理事長
	中野 妙子	名古屋大学大学院法学研究科教授
	丸山 洋司	公立学校共済組合理事長
	石田 高久	警察職員生活協同組合理事長
	中瀬 恭子	長野県保健厚生課福利厚生幹
	松田 知己	全国市町村職員共済組合連合会理事長
	氷室佐由里	全日本自治団体労働組合総合労働局長
	薄田 綾子	日本教職員組合中央執行委員
	石井 朋治	警視庁人事第一課

4 議事概要

<報告事項>

(1) 地方公務員共済組合における制度改正について

- ・ 事務局から、資料1の説明があった。

これについて、次のような意見が出された。

- ・ 本年4月から、子ども・子育て支援金という介護保険以来の大きな再分配制度が開始される。医療保険・介護保険・年金のような高齢期の生活を社会化する社会保険制度が充実すると、どの国でも少子化は進むことになる。これらの制度を廃止すれば、恐らく出生率は回復すると思うが、どの国もその選択肢はとらずに、

これらの制度と同様に、子育ても社会化する方向で政策を打ち出している。その際、子育てを社会全体、すなわち全世代・全経済主体で支えるという制度理念を具現化するために、高齢者も含め企業も負担している医療保険の賦課ベースが選択されている。

- ・ 資料1の2ページにあるように、子ども・子育て支援金について、医療保険の給付と切り離し、医療保険の賦課ベースだけを利用するのは、介護保険と同様である。したがって、介護保険料が医療保険料の流用ではないのと同様に、子ども・子育て支援金に係る保険料も、医療保険料の流用ではないとされている。
- ・ そして、子ども・子育て支援金を医療保険制度に位置づけることが可能なのは、以下の理由である。子ども・子育て支援金により、少子化・人口減少に歯止めをかけて担い手を維持することを通じて、医療保険制度の持続可能性が高まっていく。これは、同制度の存立基盤に係る重要な受益として、独身の人も含めて全員が享受するものである。したがって、この制度は貧困対策ではない。実際、この制度が生まれ、そしてそれを反映した給付になっていくという段階で、所得制限はなくなっている。
- ・ 子ども・子育て支援金の創設により、0歳から18歳まで（18歳に到達後の最初の年度末まで）の間に、1人当たり146万円の給付が上乘せされる。子どもが2人の場合にはその2倍、3人の場合には第3子以降の児童手当の支給額増額により、3倍超となる。広く社会全体で負担することで、標準報酬月額×0.115%という比較的少額の保険料（被保険者分）により、大きな給付制度を動かすことができるのである。この制度は、この制度と関わる誰もが、子育てを社会全体で支援していることを意識することにつながるものとして誕生したものと考えている。
- ・ 資料1の2ページの一番下に、「健康保険者等に周知すること」と記載されている。地方公務員共済組合の皆様も、健康保険者として、この資料をしっかりと御理解いただければと考えている。

(2) 地共済における年金積立金の管理及び運用の状況について

- ・ 事務局から、資料2の説明があった。

これについて、次のような意見が出された。

- ・ 公的年金は、賃金が上がると給付水準も上がり、賃金が伸びないと給付も伸びないという仕組みになっている。したがって、年金給付に対して年金積立金の運

用がどれだけプラスに貢献したかを判断するときは、運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた実質的な運用利回りであるスプレッドと呼ばれる指標で判断することになる。たとえば、運用利回りが0%であった場合でも、賃金上昇率がマイナスのときは、スプレッドはプラスとなり、年金積立金の運用が年金給付にプラスに貢献しているという判断となる。

- 厚生労働大臣からGPIFへの指示としては、実質的な運用利回りについて、従来は1.7%以上（「第4期中期目標」の期間（2020年度～2024年度））、今後は1.9%以上（「第5期中期目標」の期間（2025年度～2029年度））とすることが求められている。資料に記載されている地共済の中長期的な運用実績は、これらを十分に満たしていることになる。

以 上